(平成29年4月26日以降) 参考書式

高度専門職ポイント計算表(高度専門職第1号イ・高度専門職第2号)

「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令」第1条第1号の規定に基づき、ポイントの自己計算を行ったので提出します。

項目	基準			チェック	点数	疎明 資料
	博士学位(専門職学位を除く)				30	
	修士又は専門職学位			20	1	
	大卒又はこれと同等以上の教育(博士,修士を除		10			
学歴	複数の分野における2以上の博士若しくは修士の		5			
(注1)	(注1)最終学歴が対象となります(例えば、博士と(注2)学位の組み合わせを問わず、専攻が異なるできない場合は、成績証明書)を提出して下	ることが分かる				,)。
	従事しようとする研究、研究の指導又は教育に係	る実務経験				
班拉 王王	7年以上				15	<u> </u>
職歴	5年以上7年未満				10	2
	3年以上5年未満				5	
	30歳未満 30~34歳 35	5~39歳	40歳以上			
	1,000万円以上 1,000万円以上 1,000万	i円以上	1,000万円以上		40	
	900 ~ 1,000万円 900 ~ 1,000万円 900 ~	~ 1,000万円	900 ~ 1,000万円		35	
Æ de	800 ~ 900万円 800 ~ 900万円 800 ~	~ 900万円	800 ~ 900万円		30	<u> </u>
年収	700 ~ 800万円 700 ~ 800万円 700 ~	~ 800万円	_		25	3
	600 ~ 700万円 600 ~ 700万円 600 ~	~ 700万円	_		20	
	500 ~ 600万円 500 ~ 600万円	_	_		15	
	400 ~ 500万円 -	_	_		10	
	申請の時点の年齢					
左點	30歳未満				15	
年齢	30~34歳		10] /		
	35~39歳				5	
	発明者として特許を受けた発明が1件以上				20	4
研究	外国政府から補助金,競争的資金等を受けた研		2以上 に該当	⑤		
実績	学術論文データベースに登載されている学術雑誌に掲載された論文が3本以上				する場 合は	6
	その他法務大臣が認める研究実績				25	7
	契約機関					
	I イノベーション促進支援措置を受けている				10	9
	Ⅱ Ⅰに該当する企業であって、中小企業基本法に規定する中小企業者				10	10
特別 加算	契約機関が中小企業基本法に規定する中小企業 合計金額が、総収入金額から固定資産若しくは有 控除した金額(売上高)の3%超 試験研究費等		度による収入金額を		5	
	売上高	円	= %			

	従事しようとする業務に関連する外国の資格、表彰等で法務大臣が認めるものを保有		5	12)			
	日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了		10	13			
	日本語能力						
	I 日本語専攻で外国の大学を卒業又は日本語能力試験N1合格相当		15	14)			
	Ⅱ 日本語能力試験N2合格相当 ※③(日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了)及び I に該当する者を除く		10				
	各省が関与する成長分野の先端プロジェクトに従事		10	15)			
	以下のいずれかの大学を卒業(注)						
特別 加算 (続き)	□ 以下のランキング2つ以上において300位以内の大学 □ QS・ワールド・ユニバーシティ・ランキングス		10				
	Ⅱ 文部科学省が実施するスーパーグローバル大学創成支援事業(トップ型) において,補助金の交付を受けている大学						
	Ⅲ 外務省が実施するイノベーティブ・アジア事業において,「パートナー校」と して指定を受けている大学						
	(注)③(日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了)と重複して加算することが認められています。						
	外務省が実施するイノベーティブ・アジア事業の一環としてJICAが実施する研修を修了したこと(注)		5	1			
	(注)・イノベーティブ・アジア事業の一環としてJICAが実施する研修であって、研修期間が1年以上のものを修了した者が対象となります。なお、JICAの研修修了証明書を提出した場合、学歴及び職歴等を証明する資料は、原則として提出する必要はありませんが、②(職歴)のポイントを加算する場合には、別途疎明資料が必要です。 ・本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修に参加した場合、③(日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了)と重複して加算することは認められません。						
		合計					
※永住許可申請時のみ,該当部分にチェックして下さい。 このポイント計算表は, □ 今回の申請時のポイントです。 □ 今回の申請から1年前のポイントです。 □ 今回の申請から3年前のポイントです。							
	記載内容は事実と相違ありません。 又は出入国管理及び難民認定法第7条の2に基づき法務省令で定める代理人	の署名	/作成 4	₹月日			
署名	作成年月日年		月	日			

(平成29年4月26日以降) 参考書式

高度専門職ポイント計算表(高度専門職第1号ロ・高度専門職第2号)

「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令」第1条第2号の規定に基づき、ポイントの自己計算を行ったので提出します。

項目	基準	チェック	点数	疎明 資料		
	博士学位(専門職学位を除く)		30	2511		
	経営管理に関する専門職学位(MBA, MOT)を保有		25			
	修士又は専門職学位		20	1		
学歴	大卒又はこれと同等以上の教育(博士,修士を除く)		10			
(注1)	複数の分野における2以上の博士若しくは修士の学位又は専門職学位(注2)		5			
	(注1)最終学歴が対象となります(例えば、博士と修士の両方の学位を有している場 (注2)学位の組み合わせを問わず、専攻が異なることが分かる資料(学位記又は学 できない場合は、成績証明書)を提出して下さい。	合は, 3 位証明書	0点です。 『で確認	.).		
	従事しようとする業務に係る実務経験					
	10年以上		20			
職歴	7年以上10年未満		15	2		
	5年以上7年未満		10			
	3年以上5年未満		5			
	30歳未満 30~34歳 35~39歳 40歳以上					
	1,000万円以上 1,000万円以上 1,000万円以上 1,000万円以上		40			
	900 ~ 1,000万円 900 ~ 1,000万円 900 ~ 1,000万円 900 ~ 1,000万円		35			
	800 ~ 900万円 800 ~ 900万円 800 ~ 900万円 800 ~ 900万円		30	3		
年収	700 ~ 800万円 700 ~ 800万円 700 ~ 800万円 —		25	9		
(注)	600 ~ 700万円 600 ~ 700万円 600 ~ 700万円 —		20			
	500 ~ 600万円 500 ~ 600万円 - - -		15			
	400 ~ 500万円 - - - -		10			
	(注)年収が300万円に満たないときは,他の項目の合計が70点以上でも,高度専門職外国人としては 認められません。					
	申請の時点の年齢					
年齢	30歳未満		15			
平断	30~34歳		10			
	35~39歳		5			
	発明者として特許を受けた発明が1件以上			4		
研究	外国政府から補助金、競争的資金等を受けた研究に3回以上従事			(5)		
実績	学術論文データベースに登載されている学術雑誌に掲載された論文が3本以上		15	6		
	その他法務大臣が認める研究実績			7		
	従事しようとする業務に関連する日本の国家資格(業務独占資格又は名称独占資	○ (((((((((((((((((((5			
資格	格)を保有、又はIT告示に定める試験に合格し若しくは資格を保有	複数保有	10	8		
	契約機関	W14 13				
特別 加算	I イノベーション促進支援措置を受けている		10	9		
77F 3T	Ⅱ Iに該当する企業であって、中小企業基本法に規定する中小企業者		10	10		

契約機関が中小企業基本法に規定する中小企業者で、試験研究費及び開発費合計金額が、総収入金額から固定資産若しくは有価証券の譲渡による収入金額控除した金額(売上高)の3%超 <u>試験研究費等</u> 円 = 円		5	(1) (1)			
従事しようとする業務に関連する外国の資格、表彰等で法務大臣が認めるものを係	除有 □	5	12			
日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了		10	13			
日本語能力						
I 日本語専攻で外国の大学を卒業又は日本語能力試験N1合格相当		15	14)			
Ⅱ 日本語能力試験N2合格相当 ※⑬(日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了)及び I に該当する者を除く		10				
各省が関与する成長分野の先端プロジェクトに従事		10	15			
特別 以下のいずれかの大学を卒業(注) 加算 (エー以下のことなった) が2の以上において2000 体以中の上端						
(続き) は	並 位 □ 位	10	16			
Ⅱ 文部科学省が実施するスーパーグローバル大学創成支援事業(トップ型において、補助金の交付を受けている大学						
□ 外務省が実施するイノベーティブ・アジア事業において、「パートナー校」と □ して指定を受けている大学						
(注)③(日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了)と重複して加算することだ	(注)③(日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了)と重複して加算することが認められています。					
外務省が実施するイノベーティブ・アジア事業の一環としてJICAが実施する研修 修了したこと(注)	を□	5	17)			
(注)・イノベーティブ・アジア事業の一環としてJICAが実施する研修であって、研修了した者が対象となります。なお、JICAの研修修了証明書を提出した場明する資料は、原則として提出する必要はありませんが、②(職歴)のポイン別途疎明資料が必要です。 ・本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修に参加した場合、① 又は大学院の課程を修了)と重複して加算することは認められません。	合, 学歴及し ルを加算す。	が職歴等を る場合にに	証			
	合計					
※永住許可申請時のみ,該当部分にチェックして下さい。このポイント計算表は、口 今回の申請時のポイントです。口 今回の申請から1年前のポイントです。口 今回の申請から3年前のポイントです。						
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申出人又は出入国管理及び難民認定法第7条の2に基づき法務省令で定める代理人の	署名/作成:	年月日				
	年	月	В			

(平成29年4月26日以降) 参考書式

高度専門職ポイント計算表(高度専門職第1号ハ・高度専門職第2号)

「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令」第1条第3号の規定に基づき、ポイントの自己計算を行ったので提出します。

項目	基準	チェック	点数	疎明 資料			
	経営管理に関する専門職学位(MBA, MOT)を保有		25				
	博士若しくは修士の学位又は専門職学位		20	1			
	大卒又はこれと同等以上の教育(博士,修士を除く)		10				
学歴	複数の分野における2以上の博士若しくは修士の学位又は専門職学位(注2)		5				
(注1)	授与を受けた場合、25点です。)。	(注2)学位の組み合わせを問わず, 専攻が異なることが分かる資料(学位記又は学位証明書で確認					
	事業の経営又は管理に係る実務経験						
	10年以上		25				
職歴	7年以上10年未満		20	2			
	5年以上7年未満		15				
	3年以上5年未満		10				
	3,000万円以上		50				
	2,500 ~ 3,000 万円		40				
<i>-</i>	2,000 ~ 2,500 万円		30	3			
年収 (注)	1,500 ~ 2,000 万円		20				
(/上/	1,000 ~ 1,500 万円		10				
	(注)年収が300万円に満たないときは,他の項目の合計が70点以上でも,高度専門職外国人としては 認められません。						
地位	代表取締役, 代表執行役又は代表権のある業務執行社員		10	(19)			
쁘깐	取締役、執行役又は業務執行社員		5	(19)			
	活動機関						
	I イノベーション促進支援措置を受けている		10	9			
	Ⅱ Ⅰに該当する企業であって、中小企業基本法に規定する中小企業者		10	10			
特別 加算	活動機関が中小企業基本法に規定する中小企業者で、試験研究費及び開発費の合計金額が、総収入金額から固定資産若しくは有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額(売上高)の3%超 試験研究費等		5				
	従事しようとする業務に関連する外国の資格、表彰等で法務大臣が認めるものを保有		5	12)			
	日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了		10	13)			

	ㅁᅔၭᄽ.ᅩ					
	日本語能力					
	I 日本語専攻で外国の大学を卒業又は日本語能力試験N1合格相当		15	14)		
	Ⅱ 日本語能力試験N2合格相当 ※⑬(日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了)及びIに該当する者を除く		10			
	各省が関与する成長分野の先端プロジェクトに従事		10	15)		
	以下のいずれかの大学を卒業(注)					
特別 加算 (続き)	 I 以下のランキング2つ以上において300位以内の大学 □ QS・ワールド・ユニバーシティ・ランキングス		10	16		
	(注)③(日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了)と重複して加算することが認められています。					
	外務省が実施するイノベーティブ・アジア事業の一環としてJICAが実施する研修を 修了したこと(注)		5	17)		
	(注)・イノベーティブ・アジア事業の一環としてJICAが実施する研修であって、研修期間が1年以上のものを修了した者が対象となります。なお、JICAの研修修了証明書を提出した場合、学歴及び職歴等を証明する資料は、原則として提出する必要はありませんが、②(職歴)のポイントを加算する場合には、別途疎明資料が必要です。 ・本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修に参加した場合、③(日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了)と重複して加算することは認められません。					
	本邦の公私の機関において行う貿易その他の事業に1億円以上を投資		5	18)		
*	《永住許可申請時のみ,該当部分にチェックして下さい。	合計				
<i>^</i> •	このポイント計算表は、					
	記載内容は事実と相違ありません。 又は出入国管理及び難民認定法第7条の2に基づき法務省令で定める代理。	人の署名	名/作成	 文年月日		
<u>署名</u>	作成年月日年		月	日		

A:高度専門職第1号イ B:高度専門職第1号ロ C:高度専門職第1号ハ

ポイント計算表の該当番号	ポイント計算表の各	項目に関する疎明資料(基本例)	項目
1	該当する学歴の卒業証明書及び学位取得の証明書 (ただし、①を提出する場合は提出不要) ※「複数の分野において博士若しくは修士の学位又は専門職学位」の加算を希望する場合、 必要に応じて成績証明書の提出を求める場合があります。		学歴 (ABC)
2	高度専門職外国人として従事しようとする業務に従事した期間及び業務の内容を明らかにする資料 (所属していた機関作成のもの)		職歴 (ABC)
3	年収(契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額)を証する文書 ※年収(契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額)とは、(直前までの期間を含む)過去 の在留における年収ではなく、申請に係る高度専門職外国人としての活動に従事することにより受 ける(予定)年収を意味します。		年収 (ABC)
4	発明者として特許を受けた発明が1件以上	そのことを証する文書(例えば、申請人の氏名が明記されている特許証の写し)	
(5)	入国前に外国政府から補助金, 競争的資金その他の金銭の給付を受けた研究に3回以上従事	そのことを証する文書(例えば、申請人の氏名が明記されている交付決定書の写し)	
6	学術論文データベースに登載されている 学術雑誌に掲載された論文が3本以上	論文のタイトル、著者氏名、掲載雑誌名、掲載巻・号、掲載ページ、出版年を記載した文書(様式自由) ※申請人が責任著者であるものに限ります。 ※「学術論文データベース」とは、世界規模で研究者の学術論文に関する情報を収集し、提供している民間企業のサービスです。具体的には、トムソン・ロイター社(本社・カナダ)やエルゼビア社(本社・オランダ)が提供している学術論文データベースなどがあります。	研究 実績 (AB)
7	その他法務大臣が認める研究実績	そのことを証する文書	
8	従事しようとする業務に関連する日本の国家資格(業務独占資格又は名称独占資格)を保有,又はIT告示に定める試験に合格し若しくは資格を保有	そのことを証する文書(例えば、合格証明書の写し)	資格 (B)
9	活動機関が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件別表第1又は別表第2に掲げるイノベーションを促進するための支援措置を受けている	そのことを証する文書(例えば、補助金交付決定通知書の写し)	特別 加算 (ABC)

A:高度専門職第1号イ B:高度専門職第1号ロ C:高度専門職第1号ハ

ポイント計算表 の該当番号	ポイント計算表の各	項目に関する疎明資料(基本例)	項目
10	活動機関が中小企業基本法に規定する中小企業者	1 主たる事業を確認できる会社のパンフレット等 2 次のいずれかの文書 (1)資本金の額又は出資の総額を証する次のいずれかの文書 ア 法人の登記事項証明書 イ 決算文書の写し ウ 資本金額,出資総額が確認可能な定款の写し (2)雇用保険,労働保険,賃金台帳の写し等従業員数を証する文書	
1	小企業者で、在留資格認定証明書交付申請等の申請日の属する事業年度の前事業年度(申請日が前事業年度経過後2か月以内の場合は前々事業年度)における試験研究費及び開発費の合計金額が、総収入金額から固定資産若しくは有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額(売上高)の3%を超える※活動機関が会社・事業協同組合の場合活動機関が中小企業基本法に規定する中小企業者で、在留資格認定証明書交付申請等の申請日の属する年の前年1年間(申請日が1月から3月の場合は前々年)における試験研究費及び開発費の合計金	試験研究費等が3%超であることを証する次のいずれかの文書 1 試験研究費等及び売上高等が記載された財務諸表の写し 2 売上高等が記載された公的な書類(財務諸表,確定申告書の控え等)の写し,帳簿等の写し(試験研究費にあたる個所に蛍光ペン等で目印を付与),試験研究費等の内訳をまとめた一覧表 3 税理士,公認会計士,中小企業診断士による証明書(書式自由) 試験研究費等が3%超であることを証する次のいずれかの文書 1 試験研究費等及び事業所得に係る総収入金額等が記載された財務諸表の写し 2 事業所得に係る総収入金額等が記載された公的	特別 加算 (続き) (ABC)
	額が、事業所得にかかる総収入金額の3%を超える ※ 活動機関が個人事業主の場合 従事しようとする業務に関連する外国の資	な書類(財務諸表,確定申告書の控え等)の写し,帳簿等の写し(試験研究費にあたる個所に蛍光ペン等で目印を付与),試験研究費等の内訳をまとめた一覧表 3 税理士,公認会計士,中小企業診断士による証明書(書式自由)	
12	格,表彰等で法務大臣が認めるものを保有	※企業表彰、製品表彰については、受賞に当たり申請 人が積極的に関与したものに限ります。	
(3)	日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了	該当する学歴の卒業証明書及び学位取得の証明書	
14)	日本語専攻で外国の大学を卒業又は日本 語能力試験N1合格相当	卒業証明書又は合格証明書等の写し	
	日本語能力試験N2合格相当	合格証明書等の写し	

A:高度専門職第1号イ B:高度専門職第1号ロ C:高度専門職第1号ハ

ポイント計算表 の該当番号	ポイント計算表の各項目に関する疎明資料(基本例)		
15)	各省が関与する成長分野の先端プロジェ クトに従事	そのことを証する文書(例えば、当該事業に関する補助金交付通知書の写し及び所属機関が作成した当該プロジェクトに従事している旨の説明資料)	
16	以下のいずれかの大学を卒業 ① 大学格付3機関(クアクアレリ・シモンズ社(英国),タイムズ社(英国),上海交通大学(中国))の大学ランキングのうち2つ以上において300位以内の大学 ② 文部科学省が実施するスーパーグローバル大学創成支援事業(トップ型)において,補助金の交付を受けている大学 ③ 外務省が実施するイノベーティブ・アジア事業において,「パートナー校」として指定を受けている大学	卒業した大学が、左記のいずれかに該当する大学であることを証する資料(法務省ホームページ写しの該当部分等)、及び該当する大学の卒業証明書又は学位取得の証明書	特別 加算 (続き) (ABC)
17)	外務省が実施するイノベーティブ・アジア 事業の一環としてJICAが実施する研修を 修了	JICAが発行する研修修了証明書(なお, 同証明書が提出された場合は, 申請人の学歴及び職歴その他の経歴等を証明する資料は, 原則として提出を求めない。ただし, 職歴のポイントの付与を希望する場合は, ②の疎明資料が必要となる。)	
18)	本邦において貿易その他の事業の経営を 行う場合であって、当該事業に自ら一億円 以上を投資	資本金又は出資額を証する資料(例えば、株主名簿)	
19	活動機関の代表取締役・取締役、代表執行場合はその旨)であることを証する文書	f役・執行役又は業務を執行する社員(代表権を有する	地位 (C)

●中小企業基本法第2条に規定する中小企業者の定義

業種分類(※)	会社又は事業協同組合	個人事業主
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下 又は 常時使用する従業員の数が300人以下	常時使用する従業員の数が300人以下
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下 又は 常時使用する従業員の数が100人以下	常時使用する従業員の数が100人以下
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下 又は 常時使用する従業員の数が50人以下	常時使用する従業員の数が50人以下
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下 又は 常時使用する従業員の数が100人以下	常時使用する従業員の数が100人以下

[※]業種分類は日本標準産業分類第10回改訂分類に基づきます。

●第10回改訂後の日本標準産業分類に基づいた中小企業者の範囲

製造業その他	下記以外の全て
卸売業	大分類J(卸売・小売業)の中分類49から54まで
小売業	大分類J(卸売・小売業)の中分類55から60まで
インル未	大分類M(飲食店, 宿泊業)の中分類70(一般飲食店)及び71(遊興飲食店)
	大分類H(情報通信業)の中分類38(放送業)及び39(情報サービス業)並びに小分類411(映像情報制作・配給業), 412(音声情報制作業)及び415(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)
	大分類L(不動産業)の小分類693(駐車場業)
┃ ┃ ┃ ┃ サービス業	大分類M(飲食店, 宿泊業)の中分類72(宿泊業)
リーL へ来 	大分類N(医療, 福祉)
	大分類O(教育, 学習支援業)
	大分類P(複合サービス事業)
	大分類Q(サービス業〈他に分類されないもの〉。ただし,小分類831〈旅行業〉を除く。)